

令和4年9月9日

保護者様

大阪市立海老江東小学校
校長 黒川祥治

【更新】新型コロナウィルス感染症の患者である児童等の出席停止期間について

保護者のみなさまには、お子様の日常の健康状態の把握や感染症予防について、日頃よりお願いしているところ、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、「新型コロナウィルス感染症の患者である児童等の出席停止期間」につきまして、今回、療養期間の変更に関し、大阪市教育委員会より以下の連絡がありました。
お知らせいたします。

1.〈症状あり:有症状患者の場合〉

- 発症日(0日)から7日間経過しあつ、※症状軽快後24時間経過した場合
※ 例えば、5日目より回復し、6~7日目は無症状で健康回復状態が24時間以上続いた等



(症状軽快)

8日目から解除が可能

※ ただし
※ 10日間が経過するまでは、感染リスクが残っているかもしれないことから、検温等、自身による健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が求められています。

2.〈症状なし:無症状者の場合〉

- 検体採取日から7日間を（無症状のままで）経過した場合



8日目から解除が可能 (従来から変更なし)

- 5日目に自費検査として、薬事承認された検査キットによる検査で陰性



5日間経過後（6日目）から解除が可能

〈お願い〉

※ 学校では解除に関する判断・指示はできません。保健所・保健管理センターにお問い合わせのうえ、解除の指示を受けてください。

※ 解除日が判明した場合、登校される前に、必ず学校までご連絡ください。